



企業間貸付金利率と金融機関貸付金利率の比較基準に関する規定の明確化

このアラートで検討している法規

- 「国家税務総局による企業所得税における諸問題に関する公告」
(国家税務総局 2011 年第 34 号公告、以下「34 号公告」、
2011 年 6 月 9 日公布、2011 年 7 月 1 日から施行

背景

国家税務総局は、2011 年 6 月 9 日に 34 号公告を公布し、企業所得税法の執行におけるいくつかの問題を明確にした。34 号公告は企業間貸付金利率と金融機関の貸付金利率をどのように比較すればよいのかという問題に対し、政策上のガイドラインを提供するものである。34 号公告は 2011 年 7 月 1 日から施行される。

以下では、34 号公告における企業間貸付に関する問題の主な内容及び KPMG 中国のそれに対する検討内容を紹介する。

1. 企業間借入金による利息支出は、企業所得税において損金算入できるかどうか？もしできる場合、損金額はどのように確定されるのか？

『企業所得税法实施条例』第 38 条の規定によれば、非金融企業は非金融機関からの借入金に対応する利息支出が、金融機関の同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率に基づいて計算した金額を超えない部分は損金算入することが認められる。

2. 企業は、当該利息支出が金融機関の同じ貸付期間の同一種類の貸付金に対応する利息と比較して合理的であることをどのように証明できるか？

34 号公告では、企業が契約条項に基づいて初回の利息の支払い及び損金算入する際に当該利息支出の合理性を証明するため、主管税務機関に「金融機関の同じ貸付期間の同一種類の貸付金の利率状況説明」(以下「利率状況説明」)を提出しなければならないと規定している。

上記の利率状況説明には、当該借入契約を締結した時点の同じ省内の金融機関いずれか 1 社が提供する同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率状況が含まれていなければならない。

3. 34 号公告で言及されている「金融機関」の範囲は、どのように定義されるか？

34 号公告における「金融機関」とは、政府関連部門の批准を経て設立された貸付業務に従事できる企業、銀行、財務公司、信託会社等の金融機関を指している。

4. 「同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率」は、どのように定義されるべきか？

「同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率」とは、貸付期間、貸付金額、担保及び企業信用等の条件が基本的に同一である場合の金融機関が提供する貸付金利率を指している。これは金融機関が公布した同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率を指すこともあれば、金融機関がいくつかの企業に提供した実際の貸付金利率を指すこともある。

5. 34 号公告における規定は、『企業所得税法』における過少資本税制に関する規定とどのような関係があるか？

34 号公告と『企業所得税法』における過少資本税制に関する規定は、企業の損金算入できる利息支出の定義について相互に補完する関係にある。

過少資本税制の関連規定によれば、企業（借手側）が関連当事者からの貸付に関する取引活動（貸付金額、利率、期間等を含む）が独立取引の原則に合致すること或は実際の税負担が中国国内の関連当事者（貸手側）より高くないことを証明できる場合を除き、企業が実際に関連当事者に支払った利息支出について、規定の負債資本比率（金融業は5:1；その他の企業は2:1）で計算した金額を超える部分は損金算入することはできない。言い換えれば、過少資本税制規定においては、特定の貸付金の利率及び期間に着目するのではなく、企業が関連当事者から受け入れた債権性投資（借入金）にかかる比率に注目する。

34 号公告において、企業は当該借入金が増加する比率の高低を問わず、関連当事者及び非関連当事者からの借入金につき一件ずつ緻密に精査を行うべきである。

6. 34 号公告は、金融機関を通じて委託貸付を行った場合に適用されるか？

委託貸付においては、一般的に同じグループ内の関係会社間で（資金余剰企業から資金不足企業へ）資金を提供しているが、その貸付金自体は金融機関を経由して配分されている。一見したところ、34 号公告は委託貸付の場合に適用されないようである。しかし税務機関は「形式より実質」の原則により、34 号公告における規定に基づいて委託貸付利息の合理性に対して判断を行う可能性がある。実務においては、営業税の処理面での影響を受けるかもしれないが（下記の9.における検討内容を参照のこと）、利息が過大計上されることなく、過少計上される場合が注目される。

7. 34 号公告は、企業が個人から借入れた場合に適用されるか？

国税函[2009]777 号文の規定によれば、企業が内部の従業員或はその他の個人からの借入金に対応する利息支出について、当該借入金が増加する条件に合致し、当該利息支出が金融機関の同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率に基づいて計算した金額を超えない部分は損金算入することが認められる。即ち、企業が個人に支払った借入金に対応する利息の損金算入における合理性を判断する際にも「金融機関の同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率」が基準となる。従って、34 号公告における規定は、企業が個人から借入れた場合にも適用されるものと考えられる。

8. 貸手側が非居住企業である場合、どの影響があるのか？

貸手側が非居住企業である場合にも、34 号公告における規定が適用されるものと考えられる。

注意すべきことは、過少資本税制規定において企業が基準値を超えて貸手側である非居住企業に支払った利息は、中国の借手側の企業所得税を計算する際に損金

算入できないだけでなく、海外の関連当事者へ配当を分配したと見なされることによって、源泉所得税が徴収されることもあるということである。34 号公告は、利率が基準値を超える場合、損金算入が認められない利息支出が配当の分配と見なされるか否かの問題に対しては明確にしていない。

9. 34 号公告は、企業間貸付における営業税の処理にどのような影響を与えるか？

34 号公告は、企業所得税の観点から企業間貸付金利率に関する問題について規定したが、営業税に関わる問題については直接に言及していない。しかし営業税暫行条例第 7 条では、納税者が課税役務の提供、無形資産の譲渡あるいは不動産の販売を行った時の価格が著しく安く、かつ正当な理由がない場合、主管税務機関がその売却収入額を査定すると規定している。企業所得税を主管する税務機関は、企業が損金算入した利息支出の金額が規定された基準を超えたかどうかに関心があるが、営業税を主管する税務機関は、企業に収入の過少申告の状況が存在しているかどうかに着目する。着目点は異なるが、営業税を主管する税務機関は、34 号公告における基本原則に基づいて納税者による貸付金の利息収入を査定する可能性がある。

KPMG 中国の所見

34 号公告が公布される以前は、「金融機関の同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率」の定義に関する統一的な規定が欠けていた。各地の税務局の解釈は様々であり、納税者の納税コンプライアンス面でのリスクを増大させていた。さらに、中国における現行の金融引き締め政策によって、企業（特に中小企業）が金融機関から借り入れることが困難となった結果、いくつかの企業が民間資金貸借市場に資金の提供を求め始めた。34 号公告の公布は、企業間資金貸借活動における所得税の処理に明確なガイドラインを提供し、税務当局と納税者双方の食い違いを解消するのに役立つであろう。さらにこの公告は納税者が 34 号公告の要求に基づいて企業間資金貸借活動に対する管理を強化し、タイムリーに「利率状況説明」を準備し、税務機関に提出することによって、企業が条件に合致する全ての利息支出を企業所得税において損金算入できることを保証するものである。

実務において、商業銀行等の金融機関は、中国人民銀行が公布した人民元貸付金基準利率に基づいて総合的に借手側の信用レベル、資産規模、担保方式、経営の見通し等の要因を考慮したうえ、最終的に特定の貸付金に適用する利率を決定する。言い換えれば、金融機関が提供する実際の貸付金利率は借手側ごとにかなり異なる。34 号公告の規定によれば、納税者が参考基準として同じ省内のある 1 社の金融機関が提供する同じ貸付期間の同一種類の貸付金利率の説明を提供できるかどうか、利息支出を損金算入できるか否かを決定する際の一つ決定的な要因となるので、企業は当該新規定に注目すべきである。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Dawn Foo

Tel. +86 (21) 2212 3412
dawn.foo@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3350
leonard.zhang@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
+86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayasha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Alex Capri

Tel. +852 2826 7223
alex.capri@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Ken Harvey

Tel. +852 2685 7806
ken.harvey@kpmg.com

Nigel Hobler

Tel. +852 2143 8784
nigel.hobler@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com